

令和5年度人事行政の運営等の状況

1 職員の任免及び職員数の状況

市職員の任用は、地方公務員法の定めるところにより、競争試験の受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行っています。

市では、指定管理者制度等による民間活力の導入、情報化の推進等により、引き続き事務の効率化を図りつつ、職員の「働き方改革」への対応やワークライフバランスの実現にも配慮し、職員数の適正化に取り組んでいます。

(1) 職員の任免

(単位：人)

区分	令和4年度の退職者数					令和5年4月1日付 採用者数 (常勤再任用職員等を含む)
	定年 退職	普通 退職	早期 退職	その他	計	
行政職(一)	46	67	12	23	148	211
行政職(二)	10	0	1	10	21	10
計	56	67	13	33	169	221

(注)

- 行政職(一)とは、一般事務職・技師職(土木、建築など)・専門職(保育士、保健師など)・消防職をいい、教育職(教諭)・医療職を含みます。
- 行政職(二)とは、技能労務職(技術員、給食調理員、用務員など)をいいます。
- 職員数には一部事務組合等派遣職員を含みます。

(2) 部署別職員数(令和5年4月1日現在)

区分	部署名	人数(人)
市長部局	危機管理部	29
	総務部	80
	企画部	39
	財政部	143
	広報部	28
	市民生活部	194
	健康医療部	293
	保健所	149
	こども部	562
	環境部	116
	経済産業部	38
	都市部	166

	土木部	90
	会計課	17
	公益法人等派遣職員	9
	小計	1,953
その他の部局	上下水道局	113
	議会事務局	16
	選挙管理委員会事務局	8
	監査事務局	8
	農業委員会事務局	8
	教育委員会	290
	消防局・消防署	465
合 計		2,861

(注) 「令和5年地方公共団体定員管理調査」(総務省調査)の対象職員を集計したものです。

2 職員の給与の状況

市職員の給与は、市議会の議決を経た条例とそれに基づく規則で定められています。

(1) 給与の種類と内容

ア 毎月決まって支給されるもの

区 分	内 容
給 料	正規の勤務時間による勤務に対する報酬で、職務の種類と内容に応じて定められた給料表に基づき支給されます。民間企業における基本給に相当するものです。
地 域 手 当	地域の民間賃金水準に応じて職員に支給される手当です。
扶 養 手 当	扶養親族を有する職員に対して支給される手当です。
住 居 手 当	借家・借間に居住する職員に支給される手当です。
通 勤 手 当	通勤のため、交通機関(電車・バス等)や自動車等を利用している職員に支給される手当です。
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して支給される手当です。
そ の 他	義務教育等教員特別手当、初任給調整手当等

イ 勤務実績に応じて支給されるもの

区 分	内 容
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員に支給される手当です。
特殊勤務手当	危険、不快、不健康又は困難な勤務、その他特殊な勤務に従事した職員に支給される手当です。

そ の 他	休日勤務手当，夜間勤務手当等
-------	----------------

ウ 一定の時期に支給されるもの

区 分	内 容
期末・勤勉手当	民間企業における賞与（ボーナス）等に見合う手当として支給される手当です。
退職手当	職員が退職した場合に，一時金として支給される手当で，民間企業における退職金に相当するものです。

3 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B)/(A)	(参考) 令和3年度の 人件費率
令和4年度	433,733人	155,887,030千円	5,913,504千円	25,376,688千円	16.28%	16.02%

(注)

- 1 人件費とは，一般職職員の給与，特別職の給与・報酬，退職手当，共済組合負担金等をいいます。
- 2 実質収支＝歳入総額－(歳出総額＋翌年度へ繰り越すべき財源)

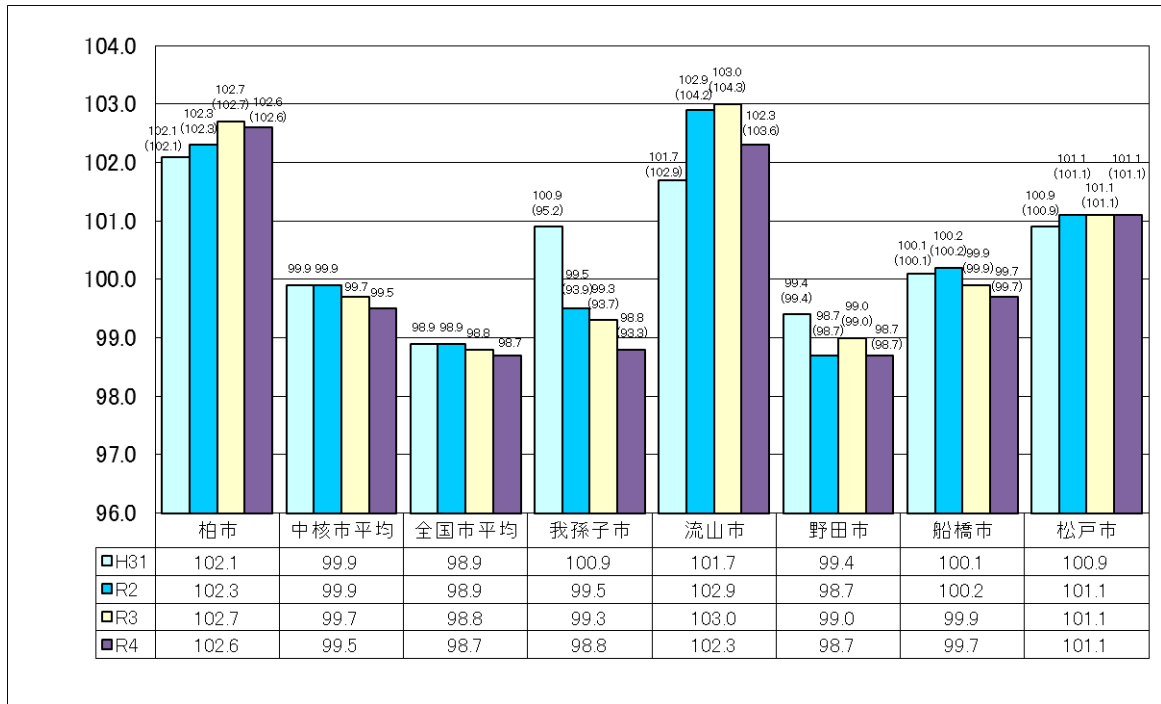
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 (B)/(A)	(参考) 中核市平均一人 当たり給与費 (B)/(A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
令和4年度	2,592人	9,313,596千円	2,491,412千円	3,643,988千円	15,448,996千円	5,961千円	後日掲載します

(注)

- 1 職員手当には退職手当を含みません。
- 2 職員数は，令和5年4月1日現在の人数です。また，任期付短時間勤務職員，再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。
- 3 給与費については，任期付短時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが，会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注)

1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

柏市のラスパイレス指数は、国家公務員と比べ、職員の昇格・昇任の年数等が異なることから、特に高齢層において高くなっており、全体で100を超えています。給与制度及び給与体系については、引き続き人事院勧告に準拠し、適正な水準となるよう努めていきます。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

区分	内容
給料表の見直し	一般職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均約2パーセント引下げ。若年層については改定を行わず、高齢層については最大4パーセントの引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。他の給料表についても、一般職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施（平成27年4月1日実施）

地域手当 の見直し	国基準6%に対し、柏市においても6%を支給 (参考)					
		各年度の支給割合				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	国基準による支給割合	6%	6%	6%	6%	6%
	柏市の支給割合	6%	6%	6%	6%	6%
諸手当の見直し	管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施（平成27年4月1日実施）					

4 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(令和5年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
柏市	39.2歳	301,063円	396,677円	345,767円
千葉県	後日掲載します			
国	42.4歳	322,487円	—	404,015円
中核市平均	後日掲載します			
我孫子市	39.8歳	308,295円	398,531円	364,904円
流山市	38.3歳	303,271円	427,382円	357,008円
野田市	42.8歳	325,951円	435,383円	372,316円
船橋市	40.2歳	304,750円	443,326円	368,001円
松戸市	41.7歳	312,307円	425,871円	376,193円

(2) 柏市職員のモデル給与例（行政職（一） 令和5年4月現在）

（単位：円）

職務	年齢	家族構成等 扶養家族	住居	月例給	内訳					期末勤勉 額 (ボーナス) (年間4.4ヶ月分)	年収
					給料	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当		
部長	57歳	配偶者	持家	627,838	503,200	0	89,100	35,538	0	2,816,308	10,350,364
課長	55歳	配偶者 子1人(大学生)	持家	556,712	440,600	21,500	63,100	31,512	0	2,417,896	9,098,440
主幹	50歳	配偶者 子2人(高校生)	持家	509,224	404,400	36,500	39,500	28,824	0	2,167,588	8,278,276
主査	40歳	配偶者 子2人 (小学生・中学生)	持家	361,036	314,100	26,500	0	20,436	0	1,605,626	5,938,058
主任	30歳	配偶者	借家	297,240	247,500	6,500	0	15,240	28,000	1,170,876	4,737,756
主事	25歳		実家	212,318	200,300	0	0	12,018	0	934,200	3,482,016

（注）上記のほか、支給要件に応じて、通勤手当，特殊勤務手当，時間外勤務手当等が支給されます。

(3) 技能労務職(その1)

区分	公務員					民間(注釈1)(注釈2)			参考 A/B
	平均 年齢	職員数	平均給料月 額	平均給与月 額(A)	平均給与 月額 (国比較ベース)	対応する 民間の 類似職種	平均 年齢	平均給与 月額 (B)	
柏市	57.3歳	83人	323,173円	368,410円	350,582円				
うち清掃職員	57歳	42人	342,145円	388,146円	372,841円	廃棄物処理業 従業員(全国)	後日掲載します		
うち学校給食員	-	-	-	-	-	調理士(千葉 県)			
うち用務員	57.5歳	4人	314,225円	336,679円	333,079円	用務員(全国)			
うち自動車運転 手	60.8歳	2人	223,200円	271,335円	236,592円	目家用自動車 運転者(千葉 県)			
うち守衛	59.6歳	11人	277,855円	340,344円	300,589円	守衛(千葉県)			
うちその他の 技能労務職	56.2歳	24人	320,567円	360,113円	346,958円				
千葉県	後日掲載します								
国	51.2歳	1941人	286,942円	-	329,178円				
中核市平均	後日掲載します								
我孫子市	54.5歳	23人	361,109円	426,349円	405,704円				
流山市	51歳	70人	311,456円	365,767円	342,273円				
野田市	57.2歳	40人	308,698円	355,840円	334,556円				
船橋市	56.8歳	222人	335,890円	429,050円	384,589円				
松戸市	55.3歳	198人	296,373円	346,474円	331,850円				

(4) 技能労務職(その2)

区分	参考 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	(C)/(D)
柏市	6,020,924円	-	-
うち清掃職員	6,354,313円	後日掲載します	
うち学校給食員	-		
うち用務員	5,784,906円		
うち自動車運転手	4,544,340円		
うち守衛	5,471,928円		
うちその他の 技能労務職員	5,851,495円	-	-

(5) 高等学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
柏市	37.8歳	348,497円	424,615円	399,191円
千葉県	後日掲載します			
中核市平均				
船橋市	40.7歳	357,135円	453,965円	421,944円

(6) 消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
柏市	36.8歳	294,647円	395,033円	337,256円
中核市平均	後日掲載します			
我孫子市	37.9歳	299,344円	391,945円	356,245円
流山市	35.6歳	282,304円	379,943円	330,998円
野田市	35.2歳	280,794円	384,695円	318,701円

(注)

- 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

(7) 職員の初任給の状況

(令和5年4月1日現在)

区分		柏市	千葉県	国
一般行政職	大学卒	191,700 円	後日掲載します	(総合職) 189,700 円 (一般職) 185,200 円
	高校卒	158,900 円		154,600 円
技能労務職	高校卒	173,700 円		—
	中学卒	168,000 円		—
消防職	大学卒	198,500 円	—	—
	高校卒	169,800 円	—	—

(8) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額

(令和5年4月1日現在)

区分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	259,133 円	360,320 円	389,110 円	429,700 円
	高校卒	231,660 円	—	—	386,350 円
技能労務職	高校卒	—	310,800 円	—	357,800 円
高等学校教育職	大学卒	322,504 円	—	—	—
消防職	大学卒	270,208 円	360,700 円	395,100 円	420,200 円
	高校卒	238,300 円	314,600 円	355,550 円	394,554 円

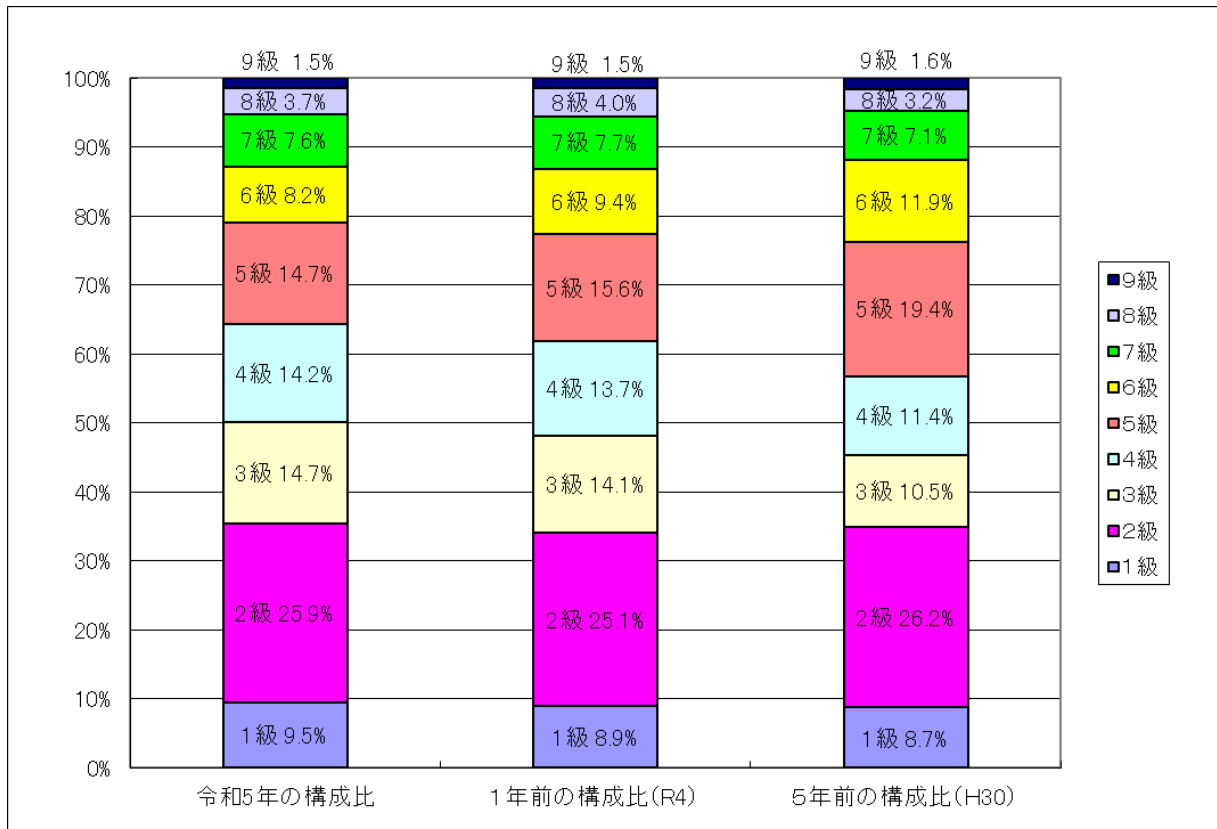
5 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

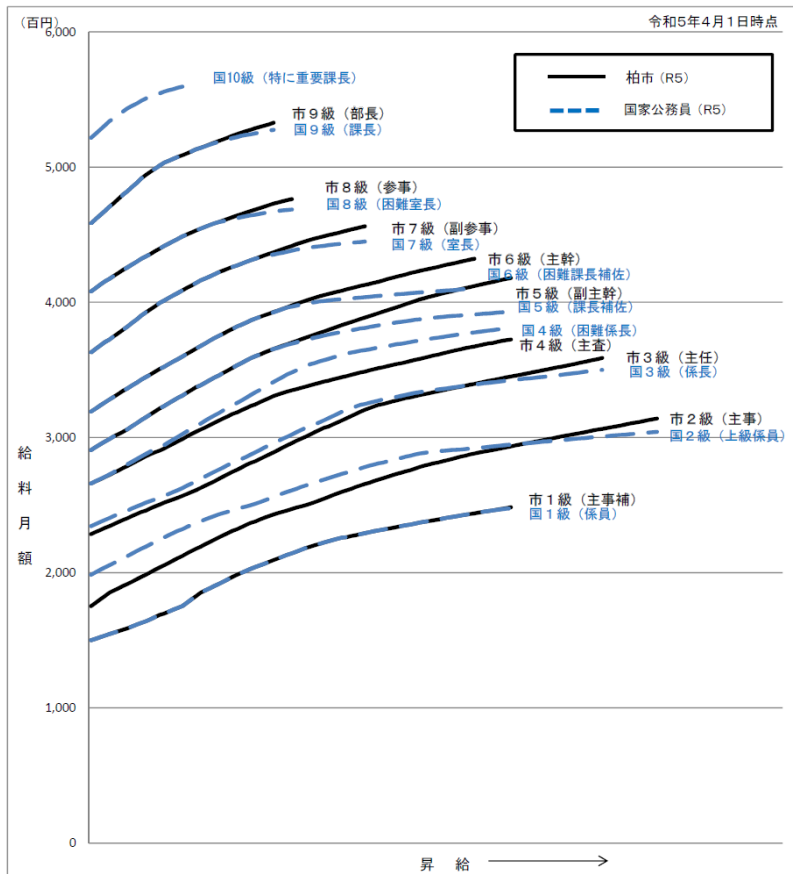
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
9級	部長	19人	1.5パーセント	458,400円	532,800円
8級	次長	47人	3.7パーセント	408,100円	476,300円
7級	課長	97人	7.6パーセント	362,900円	456,200円
6級	主幹	105人	8.2パーセント	319,200円	432,200円
5級	副主幹	187人	14.7パーセント	290,700円	418,000円
4級	主査	181人	14.2パーセント	266,000円	372,500円
3級	主任	188人	14.7パーセント	228,500円	358,800円
2級	主事	330人	25.9パーセント	175,300円	314,000円
1級	主事補	121人	9.5パーセント	150,100円	248,400円

(注)

- 1 柏市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
- 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一)) (令和5年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和4年4月2日から令和5年4月1日までにおける運用	管理職員		一般職員	
	イ. 人事評価を活用している	○		○
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○		
上位、標準の区分				
標準、下位の区分			○	○
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

6 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

区分	柏市（令和4年度）	千葉県（令和4年度）	国（令和4年度）
1人当たり 平均支給額	1,402千円	後日掲載します	—
支給割合 (期末手当)	2.4(1.35)月分		2.4(1.35)月分
支給割合 (勤勉手当)	2.0(0.95)月分		2.0(0.95)月分
加算措置の 状況	職制上の段階、職務 の級等による加算措 置あり		職制上の段階、職務 の級等による加算措 置あり

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可 能な成 績率	支給実 績があ る成績 率	支給可 能な成 績率	支給実 績があ る成績 率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当 (令和5年4月1日現在)

柏市			国		
(支給率)	自己都合	早期・定年	(支給率)	自己都合	早期・定年
勤続20年	19.6695	24.586875	勤続20年	19.6695	24.586875
勤続25年	28.0395	33.27075	勤続25年	28.0395	33.27075
勤続35年	39.7575	47.709	勤続35年	39.7575	47.709
最高限度	47.709	47.709	最高限度	47.709	47.709
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～45パーセントの加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～45パーセントの加算	
1人当たり平均支給額	1,728千円	21,460千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績 (令和4年度決算)	610,677千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)	223,855円
支給対象地域	柏市 (全域)
支給率	6パーセント
支給対象職員数	2,728人
国の制度 (支給率)	6パーセント

(4) 特殊勤務手当(その1) (令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)	86,542千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	109,685円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)	28.9パーセント
手当の種類(手当数)	16種類

(5) 特殊勤務手当(その2) (令和5年4月1日現在)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	支給単価
行旅死病人取扱手当	生活支援課職員	死亡人等の取扱作業業務	0千円	1件1,500 ~3,000円
保健衛生業務手当	消防・保健所・産業廃棄物対策課職員	防疫業務, 精神保健業務, 犬取扱業務, 産業廃棄物に係る現地調査等	767千円	日額400円
危険作業手当	消防・資産管理課・北部クリーンセンター職員	火災・水防・有害物取扱作業	1,254千円	日額400円
滞納整理手当	収納課・保険年金課・債権管理課職員	1. 滞納整理に伴う外勤交渉業務 2. 財産差押業務	200千円	1. 日額400円 (月限度2,000円) 2. 1件400円 (月限度1,000円)
社会福祉業務手当	生活支援課・地域包括支援課・障害福祉課・こども発達センター・こども支援室職員	査察指導, 心身障害者施設における指導業務及び児童相談所における相談業務等	6,306千円	月額1,000 ~5,000円
労務手当	北部・南部クリーンセンター・環境サービス課・道路サービス事務所職員	ごみ・焼却・土木作業等業務	5,838千円	日額200 ~1,350円

機関員手当	消防職員	消防車両の機関業務	3,089 千円	月額 1,500 ～2,000 円
救急手当	消防職員	消防関係救急業務	15,482 千円	1 回 200 円
技術手当	消防職員	救急救命業務, 電気工作物の保安業務, ボイラーの取扱業務	4,205 千円	月額 5,000 円
建築主事業務手当	建築指導課職員	建築確認の業務に従事した建築主事	180 千円	月額 5,000 円
用地交渉手当	北部整備課・道路整備課・学校給食課職員	土地の取得等のための交渉業務	36 千円	日額 450 円
施設管理者手当	各施設管理者に任命された職員	衛生管理者, 整備管理者	576 千円	月額 2,000 円
夜間特殊業務手当	消防・こども支援室職員	正規の勤務時間として夜間の業務に従事した交替制職場の消防・一時保護所派遣職員。	16,751 千円	1 勤務 410 ～1,100 円
教員特殊業務手当	市立高校教諭	学校の管理下において行う, 非常災害時等の緊急業務, 部活動における生徒に対する指導業務で週休日等に行うもの	12,822 千円	日額 1,800 ～16,000 円
教育業務連絡指導手当	市立高校教諭	教育職員の主任等で教務その他教育に関する業務の連絡調整及び指導助言に係る業務	361 千円	日額 200 円
防疫等作業手当	消防職員・保健所職員	新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事した職員	19,604 千円	日額 3,000 円 ～4,000 円

(注) 主な支給対象職員は, 上記職員のうち当該業務に従事した職員です。

(6) 時間外勤務手当

支給実績（令和 3 年度決算）	691,757 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 3 年度決算）	314 千円
支給実績（令和 4 年度決算）	730,741 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 4 年度決算）	333 千円

（注）職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（各年度の決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員，教育職員等，制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり，短時間勤務職員を含みます。

(7) その他の手当（令和 5 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和 4 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (令和 4 年度決算)
扶養手当	1. 配偶者 6,500 円 2. 配偶者以外の扶養親族 子 1 人につき 10,000 円，父母等 6,500 円 (補足) ・ 16 歳～22 歳までの子 1 人 5,000 円加算	同じ	-	224,689 千円	235,277 円
住居手当	家賃の額に応じて 28,000 円を限度に支給 (月額 16,000 円を超える 家賃支払職員が対象)	同じ	-	200,564 千円	286,930 円
通勤手当	1. 電車・バス利用の場合 最長の定期代の価額を 一括支給 2. 乗用車等利用の場合 使用距離に応じ月 2,100～31,600 円支給	異なる	使用距離 に応じ月 2,000 ～ 31,600 円 支給	218,168 千円	88,471 円
管理職手当	・ 管理又は監督の地位に ある職員 39,500～94,200 円/月	異なる	官職に応 じて 46,300 ～	281,103 千円	655,251 円

	を支給		139,300 円 / 月 を 支給		
休日勤務 手当	休日等において勤務した 場合、勤務 1 時間につ き、勤務 1 時間当たりの 給与額の 135/100 を支給	同じ	-	168,662 千円	224,284 円
夜間勤務 手当	正規の勤務時間として午 後 10 時～翌午前 5 時ま での間に勤務した場合、勤 務 1 時間につき、勤務 1 時 間当たりの給与額の 25/100 を支給	同じ	-	24,805 千円	57,820 円
初任給調 整手当	①医療職給料表の適用を 受ける職員 49,100～308,600 円/月を 支給 ②保育園に勤務する在職 期間 10 年以内の保育士 3,500～9,000 円/月を支 給	異なる	①月額 414,800 円以内を 支給	25,341 千円	134,079 円
義務教育 等教員特 別手当	市立高校に勤務する教員 職員 2,000～8,000 円/月を支 給			3,994 千円	62,400 円

7 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区分	給料月額等							
		(参考) 中核市平均 における 最高/最低額	我孫子市	流山市	野田市	船橋市	松戸市	
給料	市長	961,000円	後日掲載します	846,000	926,500	972,000	1,076,000	1,050,000
	副市長	790,000円		724,000	800,000	831,000	818,000	860,000
	常勤監査委員	658,000円		-	-	-	-	-
報酬	議長	668,000円		530,000	547,900	547,000	759,000	720,000
	副議長	597,000円		470,000	488,100	492,000	686,000	660,000
	議員	577,000円		440,000	458,250	450,000	613,000	590,000
期末手当	市長	(令和4年度支給割合) 4.4月分 (算定方式) 給料月額×地域手当1.06×加算1.2×支給割合						
	副市長							
	常勤監査委員							
	議長	(令和4年度支給割合) 4.4月分 (算定方式) 報酬月額×加算1.2×支給割合						
	副議長							
	議員							
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)				
	市長	給料月額×在職月数×0.36	16,606千円	任期ごと				
	副市長	給料月額×在職月数×0.20	7,584千円	任期ごと				
	常勤監査委員	給料月額×在職月数×0.16	5,053千円	任期ごと				

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

8 柏市特別職・議員の報酬等（令和5年4月1日現在）

(単位：円)

職務	月例分	(内訳)		期末手当(ボーナス) (年間4.4ヶ月分)	年収
		報酬・給料	地域手当		
市長	1,018,660	961,000	57,660	5,378,525	17,602,445
副市長	837,400	790,000	47,400	4,421,472	14,470,272
常勤監査委員	697,480	658,000	39,480	3,682,694	12,052,454
議長	668,000	668,000	—	3,527,040	11,543,040
副議長	597,000	597,000	—	3,152,160	10,316,160
議員	577,000	577,000	—	3,046,560	9,970,560

9 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

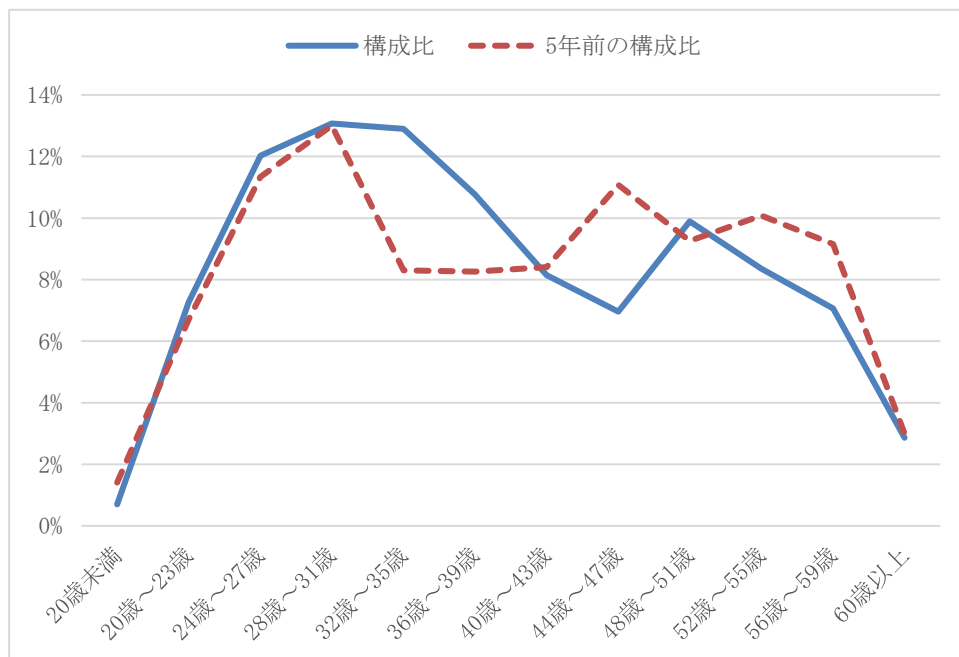
(各年4月1日現在)

部門/区分		職員数(人)		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和4年	令和5年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	16	16	0	
		総務・企画	408	426	18	危機管理対応の範囲拡大, DXの推進, 国勢調査対応等により(増)
		税務	117	116	-1	休職代替職員の配置解除により(減)
		民生	732	749	17	各種計画策定, 児相設置に向けた体制強化等により(増)
		衛生	282	291	9	出産・子育て応援給付金, 脱炭素に係る各種政策対応により(増)
		労働	5	5	0	
		農林水産	20	20	0	
		商工	7	11	4	観光政策事業の体制強化等により(増)
		土木	251	261	10	対応件数増, 用地確保への対応, 柏駅東口活性化事業等により(増)
		計	1,838	1,895	57	
	教育部門	289	290	1	子育て支援施設整備により(増)	
	消防部門	465	465	0		
	小計	2,592	2,650	58		
公営企業等会計部門	病院	3	3	0		
	水道	65	65	0		
	下水道	47	48	1	休職代替職員の配置により(増)	
	その他	102	95	-7	組織改編に伴う業務移管により(減)	
	小計	217	211	-6		
合計		2,809	2,861	52		
[条例定数]		[2,720]	[2,783]			

(注) 「令和5年地方公共団体定員管理調査」(総務省調査)の対象職員を集計したものです。

(2) 年齢別職員構成の状況

(令和5年4月1日現在)



(単位：人)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	20	208	344	374	369	308	233	199	283	239	202	82	2,861

(3) 職員数の推移

(単位：人)

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政部門	1,720	1,776	1,800	1,827	1,838	1,895	+175	(+10.2%)
教育	279	261	271	280	289	290	+11	(+3.9%)
消防	467	466	461	461	465	465	▲2	(▲0.4%)
普通会計計	2,466	2,503	2,532	2,568	2,592	2,650	+184	(+7.5%)
公営企業等 会計部門	233	222	224	218	217	211	▲22	(▲9.4%)
総合計	2,699	2,725	2,756	2,786	2,809	2,861	+162	(+6.0%)

(注) 各年における「地方公共団体定員管理調査」(総務省調査)の対象職員を集計したものです。

10 公営企業職員の状況（上下水道事業）

上下水道局職員の給与は、市議会の議決を経た条例とそれに基づく規程により定められており、特殊勤務手当を除き、市長部局の職員に準じています。

(1) 職員給与費の状況

ア 決算(その1)

区分	事業	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める職 員給与費比率 (B) / (A)	(参考) 令和3年度の総費 用に占める職員給 与費比率
令和4年度	水道事業	6,611,797千円	1,566,492千円	377,076千円	5.7%	5.5%
	下水道事業	9,341,022千円	605,706千円	195,704千円	2.1%	2.3%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 323,299 千円（水道事業 159,905 千円、下水道事業 149,539 千円）を含みません。

イ 決算(その2)

区分	事業	職員数 (A)	給与費				一人当たり 給与費 (B) / (A)	(参考) 市町村平均一人当 たり給与費
			給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)		
令和4年度	水道事業	68人	248,552千円	57,904千円	102,912千円	409,368千円	6,020千円	後日掲載します
	下水道事業	44人	163,442千円	41,151千円	66,872千円	271,465千円	6,169千円	

(注)

- 職員手当には退職手当を含みません。
- 職員数は、令和5年3月31日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。
- 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(2) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(令和5年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月額
水道事業会計			
柏市	41.5歳	340,820円	501,677円
市町村平均	後日掲載します		
下水道事業会計			
柏市	40.8歳	334,166円	514,139円
市町村平均	後日掲載します		

(注)

- 平均月額には、期末・勤勉手当を含みます。
- 平均年齢の市町村平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

(3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

区分	水道事業（令和4年度）	下水道事業（令和4年度）
1人当たり平均支給額	1,513千円	1,520千円
支給割合（期末手当）	2.4(1.35)月分	2.4(1.35)月分
支給割合（勤勉手当）	2(0.95)月分	2(0.95)月分
加算措置の状況	職制上の段階，職務等による加算措置あり	職制上の段階，職務等による加算措置あり

(注) ()内は，再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

(支給率)	自己都合	早期・定年	自己都合	早期・定年
勤続20年	19.6695	24.586875	19.6695	24.586875
勤続25年	28.0395	33.27075	28.0395	33.27075
勤続35年	39.7575	47.709	39.7575	47.709
最高限度	47.709	47.709	47.709	47.709
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～45パーセントの加算		定年前早期退職特例措置 2～45パーセントの加算	

ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）

	水道事業	下水道事業
支給実績（令和4年度決算）	15,998千円	10,409千円
支給職員1人当たり平均支給年額 （令和4年度決算）	235,279円	236,579円
支給率	6パーセント	6パーセント
支給対象職員数	68人	44人

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

水道事業				
支給実績（令和4年度決算）			60千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）			60,000円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）			1.5パーセント	
手当の種類（手当数）			1種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	支給単価
水道技術 管理者手当	水道技術管理 者	水道事業の技術的管 理業務	60千円	月額5,000円

下水道事業				
支給実績（令和4年度決算）			31千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）			10,200円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）			6.8パーセント	
手当の種類（手当数）			2種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	支給単価
管理手当	衛生管理者	労働安全衛生に係 る指導・助言業務	24千円	月額2,000円
滞納整理手 当	右の職に任 命された職 員	1. 滞納整理に伴 う外勤交渉業務 2. 財産差押業務	6千円	1. 日額400円 (月限度2,000円) 2. 1件400円 (月限度1,000円)

オ 時間外勤務手当

	水道事業	下水道事業
支給実績（令和3年度決算）	9,805千円	15,835千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	192千円	386千円
支給実績（令和4年度決算）	8,429千円	11,292千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	165千円	313千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（各年度の決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員，教育職員等，制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり，短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和5年4月1日現在）

水道事業					
手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	1. 配偶者 6,500円 2. 配偶者以外の扶養親族 子1人につき10,000円， 父母等6,500円（補足） ・16歳～22歳までの子 1人5,000円加算	同じ	-	7,044千円	220,125円
住居手当	1. 借家の場合 家賃の額に応じて28,000円を 限度に支給（月額16,000円を 超える家賃支払職員が対象）	同じ	-	6,546千円	311,714円

通勤手当	1. 電車・バス利用の場合 最長の定期代の価額を一括支給 2. 乗用車等利用の場合 使用距離に応じ月 2,100～31,600 円支給	同じ	-	5,560 千円	99,280 円
管理職手当	・管理又は監督の地位にある職員 39,500～94,200 円/月を支給	同じ	-	10,920 千円	642,353 円
休日勤務手当	休日等において勤務した場合、勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額の 135/100 を支給	同じ	-	39 千円	13,203 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時～翌午前 5 時までの間に勤務した場合、勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額の 25/100 を支給	同じ	-	4 千円	2,210 円

下水道事業					
手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和 4 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (令和 4 年度決算)

扶養手当	1. 配偶者 6,500 円 2. 配偶者以外の扶養親族 子 1 人につき 10,000 円, 父母等 6,500 円 (補足) ・ 16 歳～22 歳までの子 1 人 5,000 円加算	同じ	-	4,232 千円	282,100 円
住居手当	家賃の額に応じて 28,000 円を限度に支給 (月額 16,000 円を超える 家賃支払職員が対象)	同じ	-	3,263 千円	233,071 円
通勤手当	1. 電車・バス利用の場合 最長の定期代の価額を一括支 給 2. 乗用車等利用の場合 使用距離に応じ月 2,100～31,600 円支給	同じ	-	3,561 千円	89,021 円
管理職手当	・ 管理又は監督の地位に ある職員 39,500～94,200 円/月を 支給	同じ	-	5,644 千円	705,450 円
休日勤務手当	休日等において勤務した 場合, 勤務 1 時間につ き, 勤務 1 時間当たりの 給与額の 135/100 を支給	同じ	-	84 千円	14,053 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午 後 10 時～翌午前 5 時ま での間に勤務した場合, 勤 務 1 時間につき, 勤務 1 時 間当たりの給与額の 25/100 を支給	同じ	-	-	-

1 1 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間・休日

勤務時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分（うち休憩時間 60 分）
週休日	日曜日及び土曜日
休日	祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日） 年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）

（注） 職種や職場により，上記と異なる場合があります

(2) 年次有給休暇

制度概要	令和 4 年度平均取得日数
1 年度につき 20 日付与 現年度付与分の残日数のみ翌年度に繰越し可	行政職（一） 14.8 日 行政職（二） 19.5 日

(3) その他の休暇・休業制度

種類	内容，取得要件等	日数・期間
病気休暇	傷病のため療養を要する場合	90 日以内（結核性疾患の場合は 1 年以内）
特別休暇	結婚，出産，子供の看護，忌引，夏季，ボランティア等の特別の理由により勤務しないことが相当である場合	規則で定められた日数又は期間
介護休暇	配偶者，父母，子，配偶者の父母等で負傷，疾病等により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため，勤務しないことが相当である場合	要介護者 1 人につき 6 月以内（期間中無給）
組合休暇	登録された職員団体の業務に従事する場合又は登録された職員団体の加入する上部団体の業務で当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合	1 年につき 30 日以内（期間中無給）
育児休業	子の養育のため勤務時間のすべてを勤務しないことが承認される場合	子の満 3 歳の誕生日の前日まで（期間中無給）
部分休業	子の養育のため勤務時間の一部を勤務しないことが承認される場合	子の小学校就学前まで（1 日 2 時間以内，休業時間中無給）

高齢者部 分休業	通院等の加齢による諸事情への対応，介護や地域貢献等のため勤務時間の一部を勤務しないことが承認される場合	週の勤務時間の2分の1の範囲内（休業時間中無休）
-------------	-----------------------------------------------------	--------------------------

1 2 職員の分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分

分限処分とは，職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことができない場合に行われる処分で，公務能率の維持を目的としてなされます。処分には，降任・免職・休職・降給の4種類があります。

(令和4年度 単位：人)

区分	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	-	-	-	-	-
心身の故障の場合	-	-	54	-	54
職に必要な適格性を欠く場合	-	-	-	-	-
廃職又は定数の改廃等により過員等を生じた場合	-	-	-	-	-
刑事事件に関し起訴された場合	-	-	-	-	-

(2) 懲戒処分

懲戒処分とは，職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うための処分で，公務における規律と秩序を維持することを目的としてなされます。処分には，戒告・減給・停職・免職の4種類があります。

(令和4年度 単位：人)

区分	戒告	減給	停職	免職	計
法令等に違反した場合	-	3	-	-	3
管理監督責任	-	-	-	-	-

1 3 職員のサービスの状況

職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し，全力で職務を遂行しなければいけません。職務の遂行に当たって職員が守るべき義務は，次のとおりです。

職員が守るべき義務

法令等及び上司の職務上の命令に従う義務	職員は，法令等の定めに従い，かつ上司の職務上の命令に忠実に従わなければなりません。
---------------------	-------------------------------------------

信用失墜行為の禁止	職員は、職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしてはいけません。
秘密を守る義務	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。
職務に専念する義務	職員は、勤務時間中全力で職務を遂行しなければいけません。ただし、研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合などに限り、職務専念義務が免除されます。
政治的行為の制限	職員は、政党その他の政治的団体の結成に關与する等の政治的行為が制限されています。
争議行為等の禁止	職員は、争議行為等（ストライキなど）が禁止されています。
営利企業等の従事制限	職員は、営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければなりません。なお、公務の遂行に悪影響を及ぼさないと判断できる場合には、任命権者（市長等）の許可を得ることによって営利企業等に従事することができます。

1 4 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修

ア 人材育成基本方針

柏市では、職員の人材育成基本方針として、人材育成の目的を(1)住民福祉の増進(2)職員の自己実現と位置づけ、この目的を実現するため、求められる職員像として(1)チャレンジ精神にあふれ、改善・改革を推進する職員(2)市民と対話できる職員(3)課題形成、政策の提案・実施ができる職員(4)全体の奉仕者としての意識を持った職員の4つを掲げています。

具体的な取り組みとしては、(1)効果的な人材育成システムの構築(2)期待役割を担うことができるための能力の開発(3)専門的な知識の習得と総合的な調整能力の開発(4)人事諸制度を活かした人材育成の展開を進め、これらの職員像の実現を図ることとしています。

イ 研修実績（令和4年度）

※人事課の予算で実施している研修のみ掲載

(ア) 階層別研修

研修名	研修時間(日)	受講者数(人)
採用職員研修(1部)	2	113
採用職員研修(2部)	2	102
採用職員研修(3部)	1	104

採用 2 年目研修	1.5	135
採用 3 年目研修	0.5	91
新任主任研修	1	76
新任担当リーダー研修	1	50
新任担当リーダー研修（フォローアップ）	0.5	37
新任管理職研修	1	21
新任所属長研修	1	27
再任用研修	0.5	15
合計（11 コース）		771

(イ) 能力開発研修

研修名	研修時間(日)	受講者数(人)
データ分析・活用研修	1	31
ハードクレーム研修	1	23
コーチング研修	1	37
コーチング研修（フォローアップ）	0.5	37
プレゼンテーション研修	1	27
段取り力向上研修	1	38
合計（6 コース）		193

(ウ) 特別研修

研修名	研修時間(日)	受講者数(人)
法務研修	0.5	134
採用職員指導担当者研修	0.5	86
事務ミス防止研修	1	38
業務マニュアル作成研修	1	37
人事被評価者研修	2	64
人事評価者（1次評価者）研修	1	94
人事評価者（2次評価者）研修	1	35
自律型人材育成研修（管理職）	2	25
女性管理職意見交換会	0.5	37

キャリアアップ支援研修	新型コロナウイルスの影響により中止	
産育休復職後研修	新型コロナウイルスの影響により中止	
合計（11 コース）		550

(エ) 特別派遣研修

研修名	件数等	派遣者数（人）
先進都市派遣研修	新型コロナウイルスの影響により中止	
海外派遣研修	新型コロナウイルスの影響により中止	

(オ) 外部教育機関派遣研修

研修機関名	件数	派遣者数（人）
自治大学校	3	3
千葉県自治研修センター	15	33
市町村職員中央研修所	3	3
その他外部派遣機関	60	124
合計	81	163

(カ) 合計

受講者，派遣者 合計	1,677
------------	-------

(2) 人事評価制度

柏市では、地方公務員法に基づき、職員の任用、給与、分限その他の基礎とするため、人事評価制度を実施しています。

この人事評価制度は、能力・実績に基づく人事管理を図ること及び公務能率を向上することを目的とした制度で、職員ごとに設定する課題（業務目標）に対する達成度等を評価する「業績評価」と、職務遂行過程において職員が発揮した能力等を評価する「意欲・業績・能力評価」から構成されています。

また、評価者と被評価者との面談を通じて課題設定やフィードバックを行うことによって、評価のみではなく、職務改善や人材育成に資する制度としています。

1.5 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度

職員の共済制度は、地方公務員等共済組合法に基づき、職員と市が分担拠出する財源により、千葉県市町村職員共済組合において、短期給付事業（医療関係等）、長期給付事業（年金関係）、福祉事業（人間ドック事業

等) を行っています。

また、千葉県市町村職員互助会、柏市役所職員厚生組合において、職員の健康と自己啓発などの福利厚生に関する事業を行っています。

(2) 公務災害補償制度

職員が公務上・通勤途上の災害により、負傷等又は死亡した場合、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。

令和4年度の補償件数は、次のとおりです。

区分	傷病	死亡
公務災害	8	-
通勤災害	2	-

(3) 健康診断

内容	対象職員	受診者数(人)
新規採用職員健康診断	新規採用職員	141
定期健康診断	全職員(人間ドック等の受診者を除く)	1,541
特定業務従事者健康診断	深夜業務に従事する職員	372

1.6 公平委員会の業務の状況

業務の種別	件数
職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況	0
職員に対する不利益な処分についての不服申立ての状況	1

1.7 その他

(1) 職員採用試験の実施状況

職種	採用区分	募集人数	申込者数	1次合格者数	最終合格者数
一般事務 A	上級	30名程度	98	72	29
一般事務 B	上級	20名程度	224	164	53
一般事務 【障害者対象】	上級	3名程度	10	5	2
一般事務 【障害者対象】	初級		6	1	0

一般事務 【自己推薦】	上級	3名程度	8	7	5
土木技師	上級	7名程度	14	11	7
建築技師	上級	3名程度	5	5	2
電気技師	上級	3名程度	2	0	0
機械技師	上級	若干名	3	2	2
保健師	上級	15名程度	24	21	11
社会福祉士	上級	10名程度	21	13	9
一般事務C	上級	15名程度	87	79	20
一般事務	初級	5名程度	49	34	13
一般事務 【障害者対象】②	上級	5名程度	6	5	0
一般事務 【障害者対象】②	初級		6	3	1
電気技師	上級	若干名	3	0	0
保育士A	中級	15名程度	16	16	12
保育士B	中級	10名程度	29	28	19
獣医師	上級	若干名	2	2	2
社会福祉士	上級	10名程度	10	10	3
精神保健福祉士	上級	若干名	0	0	0
心理相談員	上級	5名程度	7	7	4
一般事務D	上級	10名程度	126	89	19
一般事務 【障害者対象】③	上級	若干名	4	2	0
一般事務 【障害者対象】③	初級		8	4	0
土木技師②	上級	3名程度	7	6	1
建築技師②	上級	3名程度	3	3	2
電気技師②	上級	若干名	3	2	1
保健師②	上級	10名程度	13	9	4
精神保健福祉士 ②	上級	若干名	4	2	2
心理相談員②	上級	3名程度	12	9	3
獣医師②	上級	若干名	1	1	0
消防職	上級	10名程度	30	30	11
消防職	初級		47	46	17
＜合計＞			888	688	254

(補足)

1. 単位は「人」です。
2. 「最終試験合格者数」には、補欠合格者の数を含みます。

(2) 職員昇任選考の実施状況（令和4年度実績）

（単位：人）

区分	受験者数	合格者数
管理職（6級職）昇任選考	41	13
4級主査選考	112	39